

なお、これら輸入相談において、法に適合しないことが判明した場合には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導を行い、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、サンプル品の輸入等により、当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検査等により確認するよう指導を行った。



輸入相談指導室での相談指導

#### (9) 輸入食品等の違反情報の公表及び都道府県等との連携

食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第 63 条の規定に基づき、法に違反した輸入者の名称・所在地、対象輸入食品等の違反情報をホームページに掲載し、公表した。また、違反者の名称等の公表に併せ、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第公表した。

また、輸入時の検査で違反が判明したもののうち、違反判明時に既に通関していた輸入食品等については、関係都道府県等と連携を図り、迅速な回収を行った。都道府県等による国内流通時の検査において発見された違反輸入食品等（表 14）については、必要に応じ検査強化を行った。

表 1 届出・検査・違反状況(平成 19 年度:速報値)

届出件数 (件)	輸入重量 (千トン)	検査件数 <sup>※1</sup> (件)	割合 <sup>※2</sup> (%)	違反件数 (件)	割合 <sup>※2</sup> (%)
1,797,086	32,261	198,542 (94,598) <sup>※3</sup>	11.0	1,150 (486) <sup>※3</sup>	0.1 (0.6) <sup>※3</sup>
(前年度実績) 1,845,995	31,555	203,001	11.0	1,515	0.1

※1 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※2 届出件数に対する割合

※3 検査命令に係る数値(再掲)

表2 モニタリング検査実施状況(平成19年度)

食品群	検査項目※1	年度計画件数※2	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗生物質等	2,872	2,827	0
	残留農薬	1,678	2,167	0
	添加物	-	122	0
	成分規格	657	626	0
	SRM除去	-	3,916	0
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗生物質等	1,072	1,214	4
	残留農薬	-	96	0
	添加物	1,128	1,744	0
	成分規格	2,240	1,839	7
	魚種鑑別(ワグ遺伝子)	-	-	-
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗生物質等	3,167	2,785	4
	残留農薬	742	1,723	9
	添加物	295	264	0
	成分規格	895	1,094	1
	魚種鑑別(ワグ遺伝子)	-	13	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗生物質等	4,127	4,864	5
	残留農薬	267	1,773	0
	添加物	2,447	3,405	1
	成分規格	5,981	6,104	47
	魚種鑑別(ワグ遺伝子)	-	51	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗生物質等	712	480	0
	残留農薬	18,187	16,170	74
	添加物	598	790	2
	成分規格	826	879	0
	カビ毒	2,210	2,592	1
	GMO	1,553	1,345	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗生物質等	-	64	0
	残留農薬	5,024	4,804	23
	添加物	4,383	4,900	6
	成分規格	2,179	2,919	21
	カビ毒	2,238	1,924	0
	GMO	207	96	2
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	抗生物質等	299	2	0
	残留農薬	238	90	0
	添加物	3,078	2,647	5
	成分規格	717	918	5
	カビ毒	598	489	1
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	GMO	-	7	0
	残留農薬	299	167	0
	添加物	897	1,297	0
	成分規格	897	798	3
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	カビ毒	299	110	1
	成分規格等	1,315	1,404	3
総計(延数) 年度計画件数総計には、検査強化分として5,000件を計上		79,322	81,519 実施率約103%	225

※1: 検査項目の例

- ・抗生物質等: 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤、飼料添加物等
- ・残留農薬: 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物: ソルビン酸、安息香酸、二酸化イオウ、着色料、ポリソルベート、サイクラミン酸、TBHQ、防ばい剤等
- ・成分規格等: 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、腸炎ビブリオ等)、病原微生物(腸管出血性大腸菌O157、リステリア菌等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)、割り箸の防ばい剤等
- ・カビ毒: アフラトキシン、デオキシニバレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品: 安全性未審査遺伝子組換え食品等

※2: 抗生物質、農薬等の検査項目別の計画件数の概算を示したものの

表3 平成19年度にモニタリング検査を強化<sup>※1</sup>した品目(平成20年3月31日現在<sup>※2</sup>)

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	アンコウ	ふぐ遺伝子
	カワハギ乾製品	ふぐ遺伝子
	ひらめ	ニトロフラン類(AOZ)
	養殖フグ	オキシテトラサイクリン
	ローヤルゼリー	テトラサイクリン系抗生物質、フラゾリドン ストレプトマイシン(乾燥したものは除く)
	鶏肉	フラゾリドン
	アスパラガス	プロファム、ホキシム
	からしな	プロファム
	きくらげ	フェンプロパトリン
	ケール	アトラジン
	こまつな	ルフェヌロン
	シソ	ジフェノコナゾール
	しょうが	アルジカルブ、アルジカルブスルホキシド及 びアルドキシカルブ、クロルピリホス
	チンゲンサイ	ファモキサドン、インドキサカルブ、BHC フェンバレレート
	にら	フェンプロパトリン
	にんにくの茎	イマザリル
	ほうれんそう	ファモキサドン
	未成熟いんげん	ブプロフェジン
	未成熟えんどう	テブフェノジド、ジフェノコナゾール
	ごまの種子	2, 4-D、パラチオンメチル
タイ	養殖スッポン	マラカイトグリーン
	蜂の子	テトラサイクリン
	生食用えび <sup>※3</sup>	腸炎ビブリオ
	赤とうがらし	トリアゾホス、プロピコナゾール ジフェノコナゾール
	アスパラガス	EPN、ジウロン
	オオバコエンドロ	シベルメトリン
	にんにく	クロルピリホス
	ベビーコーン	赤痢菌
	ほうれんそう	クロルピリホス
	レモングラス	EPN
フランス	チーズ	腸管出血大腸菌O-26
	チコリ	チアベンダゾール
	パースニップ	テブコナゾール
	レッドカラント	フルシラゾール
	レンズ豆	クロルプロファム
韓国	あさり	マラカイトグリーン
	生食用アカガイ、生食用タイラギガイ <sup>※3</sup>	腸炎ビブリオ
	青とうがらし	テブコナゾール
	ししとう	ビテルタノール、フルキンコナゾール テブコナゾール

対象国・地域	対象食品	検査項目
インドネシア	がざみ	エンドスルファン
	ゆでだこ※ <sup>3</sup>	腸炎ビブリオ
	青とうがらし	ジフェノコナゾール
	ほうれんそう	シフルトリン
フィリピン	生食用うに※ <sup>3</sup>	腸炎ビブリオ
	おくら	ジフェノコナゾール、フルアジホップ
	マンゴー	プロフェノホス
ベトナム	米	アセタミプリド
	オオバコエンドロ	クロルピリホス、ヘキサコナゾール
	未成熟えんどう	ジフェノコナゾール
ニュージーランド	赤とうがらし	ルフェヌロン
	西洋ねぎ(リーキ)	アラクロール
メキシコ	グアバ	シペルメトリン
	チェリモヤ	モノクロトホス
トルコ	ケシの実	マラチオン
	ごまの種子	カルバリル
ブラジル	小麦	メタミドホス、ピリミホスメチル
	大豆	ピリミホスメチル
台湾	米	メタミドホス
	生食用いずみだい※ <sup>3</sup>	腸炎ビブリオ
ベネズエラ	カカオ豆	2, 4-D、ジクロルボス及びナレド
コロンビア	コーヒー豆	クロルピリホス
インド	クミンシード	イプロベンホス、プロフェノホス
エチオピア	コーヒー豆	アトラジン、ピペロニルブトキシド
香港	きくらげ	フェンプロパトリン
オーストラリア	りんごジュース及び原料用果汁	パツリン
ラオス	ケール	フィプロニル
グアテマラ	ごまの種子	クロルピリホス、パラチオンメチル
スペイン	アーモンド	イソプロカルブ
イスラエル	はちみつ	ストレプトマイシン
ベルギー	サルシフィー	クロルプロファミ
ナイジェリア	ごまの種子	アセトクロール
イタリア及びキリジャ以外	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
アラブ首長国連邦及びミャンマー連邦以外	ひよこ豆	アフラトキシン

※1 平成 19 年度においては、通常、違反発見後のモニタリング検査強化は、全届出件数の 30%を対象に検査を実施した。ただし、検査強化後 1 年の間に再度同一の違反事例が無い場合、通常の監視体制とした。

※2 表 4 に含まれる品目を除く。

※3 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成 19 年 6 月～10 月)。

表 4 平成 19 年度にモニタリング検査強化後検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象食品	検査項目
中国	あさり加工品	クロラムフェニコール
	さば加工品	マラカイトグリーン
	はちみつ	クロラムフェニコール、ニトロフラン類、 ストレプトマイシン
	えだまめ	プロファム
	柿の葉	カルベンダジム、チオファネート、チオファネ ートメチル及びベノミル
	にんじん	トリアジメノール メタミドホス
韓国	あげまきがい	エンドスルファン
	しじみ	エンドスルファン
	ミニトマト	フルキンコナゾール
	二枚貝	下痢性貝毒
インド	とうがらし	トリアゾホス
	マンゴー	クロールピリホス
タイ	バナナ	シペルメトリン
フィリピン	おくら	テブフェノジド
米国	いちご	キノキシフェン※ <sup>1</sup>
ベルギー	リーキ	ハロキシホップ

※<sup>1</sup> 平成 20 年 1 月 24 日付けで解除

表 5 平成 19 年度に直ちに検査命令へ移行した品目

対象国・地域	対象品目	検査項目
アラブ首長国連邦	ひよこ豆	アフラトキシン
イタリア	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
韓国	二枚貝	下痢性貝毒
	生食用アカガイ(製造者限定)	腸炎ビブリオ
	生食用タイラギガイ(製造者限定)	腸炎ビブリオ
スペイン	食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
米国	食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
ベトナム	ゴマの種子	アフラトキシン
ミャンマー	ひよこ豆	アフラトキシン

表 6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成 19 年度)

対象国・地域	主な対象食品	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (15品目)	落花生、ナッツ類、チリペッパー等	アフラトキシン	10,048	70
	筋子等	亜硝酸根等	402	5
	シアン含有豆類等	シアン化合物等	477	21
中国 (47品目)	そば	アフラトキシン	878	0
	二枚貝	下痢性貝毒、麻痺性貝毒	7,547	28
	うなぎ、えび、はちみつ等	エンロフロキサシン、ストレプトマイシン、オキシテトラサイクリン等	36,291	29
	野菜、果実、豆類、魚類 (しいたけ、ねぎ、えだまめ、うなぎ (一部地域に限り)等)	フェンプロパトリン、デブフェノジド、 クロルピリホス、エンドスルファン等	34,652	59
	うなぎ加工品	細菌数、大腸菌群	2,935	3
	全ての加工食品	サイクラミン酸	2,449	1
タイ (25品目)	バジルシード	アフラトキシン	5	1
	野菜、果実 (マンゴー、おくら、アカシア等)	クロルピリホス、パラチオンメチル、 プロピコナゾール等	1,667	3
	えび	オキシリニック酸	3,759	0
韓国 (21品目)	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	3,484	2
	生食用アカガイ	腸炎ビブリオ	15	0
	しじみ	エンドスルファン	107	1
	野菜、果実、 (パプリカ、赤とうがらし、青とうが らし等)	エトプロホス、クロルピリホス等	336	0
台湾 (15品目)	野菜・果実・茶 (ウーロン茶、ニラ、マンゴー等)	プロモプロピレート、クロルピリホス、 シフルトリン等	555	9
	うなぎ、ローヤルゼリー、スッポン	フラゾリドン(AOZ)、フラルタドン(A MOZ)、クロラムフェニコール等	9,904	4
	全ての加工食品等	サイクラミン酸等	63	0
米国 (11品目)	とうもろこし、アーモンド等	アフラトキシン	2,816	51
	ポップコーン、アーティチョーク、パ セリ等	ピリミホスメチル、クロルピリホス、フ エンバレレート等	859	5
ベトナム (7品目)	ゴマの種子、もろこし	アフラトキシン	52	1
	えび、いか	クロラムフェニコール、AOZ等	21,105	96
	ほうれんそう	インドキサカルブ	187	0
	全ての加工食品	サイクラミン酸	96	0
エクアドル (1品目)	カカオ豆	2, 4-D、ジウロン、シペルメトリン	321	58
その他(17カ国、44品目)			27,277	39
合 計			168,287	486

※検査件数は、検査項目別の延べ件数

表 7 条文別違反事例(平成 19 年度)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売を禁止される 食品及び添加物)	226	18.6	落花生、ハトムギ、とうもろこし、とうがらし、カカオ豆、ごまの種子、アーモンド等のアフラトキシンの付着、有毒魚類の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、シアン化合物の検出、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、米、小麦等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
第9条 (病肉等の販売等の 制限)	9	0.7	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売等 の制限)	70	5.8	サイクラミン酸、アゾルビン、TBHQ、ポリソルベート、キノリンイエロー、アルミノケイ酸ナトリウム、イソブタン、パテントブルーV、ピロリン酸三ナトリウム、ピロリン酸二カリウム、ピロリン酸二カルシウム、ホウ酸、L-アルギニン塩酸塩等の指定外添加物を使用したもの
第11条 (食品又は添加物の 基準及び規格)	839	69.2	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(抗菌性物質の含有、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反
第18条 (器具又は容器包装 の基準及び規格)	68	5.6	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
合 計	1,212(延数) <sup>※1</sup> 1,150(実数) <sup>※2</sup>		

※1 検査項目別の延件数

※2 検査対象となった届出の件数